



## 目次

<b>I 普通保険約款</b> .....	<b>7</b>
<b>1章 総則</b> .....	<b>7</b>
1条 (用語の定義) .....	7
<b>2章 補償条項</b> .....	<b>8</b>
2条 (保険金をお支払いする場合) .....	8
3条 (保険金をお支払いしない場合) .....	8
<b>3章 基本条項</b> .....	<b>9</b>
4条 (保険証券の不発行) .....	9
5条 (保険料の増額もしくは保険金の減額または保険金の支払削減) .....	9
6条 (保険責任の開始日時) .....	9
7条 (保険責任の満了日時) .....	10
8条 (保険料の払込) .....	10
9条 (告知義務) .....	11
10条 (告知義務違反による保険契約の解除) .....	11
11条 (保険契約を解除しない場合) .....	12
12条 (契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更) .....	12
13条 (保険契約が取消または無効となる場合) .....	13
14条 (保険契約が失効となる場合) .....	13
15条 (保険契約の解約) .....	13
16条 (重大事由による保険契約の解除) .....	14
17条 (被保険者による保険契約の解約請求) .....	15
18条 (保険料の返還) .....	16

19 条	(事故の通知)	16
20 条	(保険金の請求手続き)	17
21 条	(保険金のお支払い方法と時期)	17
22 条	(保険金請求権)	19
23 条	(保険契約者の変更)	19
24 条	(被保険者が複数の場合の約款の適用)	20
25 条	(訴訟の提起)	20
26 条	(準拠法)	20
27 条	(契約者配当金)	20
28 条	(クーリングオフ)	20
<b>II</b>	<b>傷害入院一時金特約</b>	<b>21</b>
1 条	(この特約の適用条件)	21
2 条	(用語の定義)	21
3 条	(保険金をお支払いする場合)	21
4 条	(お支払いする保険金の額)	22
5 条	(保険金をお支払いしない場合)	22
6 条	(準用規定)	23
<b>III</b>	<b>傷害損傷一時金特約</b>	<b>23</b>
1 条	(この特約の適用条件)	23
2 条	(用語の定義)	23
3 条	(保険金をお支払いする場合)	23
4 条	(お支払いする保険金の額)	24
5 条	(保険金をお支払いしない場合)	25
6 条	(準用規定)	25

<b>IV</b>	<b>傷害通院特約</b> .....	<b>25</b>
1 条	(この特約の適用条件).....	25
2 条	(用語の定義).....	25
3 条	(保険金をお支払いする場合).....	26
4 条	(お支払いする保険金の額).....	26
5 条	(保険金をお支払いしない場合).....	26
6 条	(準用規定).....	27
<b>V</b>	<b>個人賠償責任特約</b> .....	<b>27</b>
1 条	(この特約の適用条件).....	27
2 条	(用語の定義).....	28
3 条	(保険金をお支払いする場合).....	28
4 条	(お支払いする保険金の額).....	29
5 条	(他の保険契約がある場合のお支払いする保険金の額).....	29
6 条	(保険金をお支払いしない場合).....	29
7 条	(事故の通知).....	30
8 条	(事故が発生した時の手続き).....	30
9 条	(保険金の請求手続き).....	31
10 条	(当社による解決).....	32
11 条	(先取特権).....	32
12 条	(代位).....	33
13 条	(準用規定).....	34
<b>VI</b>	<b>搜索救助費用特約</b> .....	<b>34</b>
1 条	(この特約の適用条件).....	34
2 条	(用語の定義).....	34

3 条	(保険金をお支払いする場合)	34
4 条	(お支払いする保険金の額)	35
5 条	(他の保険契約がある場合のお支払いする保険金の額)	36
6 条	(保険金をお支払いしない場合)	36
7 条	(事故の通知)	37
8 条	(代位)	37
9 条	(準用規定)	37
<b>VII</b>	<b>家事代行費用特約</b>	<b>38</b>
1 条	(この特約の適用条件)	38
2 条	(用語の定義)	38
3 条	(保険金をお支払いする場合)	38
4 条	(お支払いする保険金の額)	38
5 条	(保険金をお支払いしない場合)	39
6 条	(代位)	39
7 条	(準用規定)	39
<b>VIII</b>	<b>交通費補償特約</b>	<b>39</b>
1 条	(この特約の適用条件)	39
2 条	(用語の定義)	40
3 条	(保険金をお支払いする場合)	40
4 条	(お支払いする保険金の額)	40
5 条	(保険金をお支払いしない場合)	40
6 条	(代位)	41
7 条	(準用規定)	41
<b>IX</b>	<b>熱中症特約</b>	<b>41</b>

1 条	(この特約の適用条件)	41
2 条	(保険金をお支払いする場合)	41
<b>X</b>	<b>運動等危険補償特約</b>	<b>42</b>
1 条	(この特約の適用条件)	42
2 条	(保険金をお支払いする場合)	42
<b>XI</b>	<b>モノ保険特約</b>	<b>42</b>
1 条	(この特約の適用条件)	42
2 条	(用語の定義)	42
3 条	(保険の対象)	43
4 条	(保険金をお支払いする場合)	43
5 条	(お支払いする保険金の額)	43
6 条	(告知義務)	44
7 条	代位)	44
8 条	(準用規定)	45
<b>XII</b>	<b>ホールインワン・アルバトロス費用補償特約</b>	<b>45</b>
1 条	(この特約の適用条件)	45
2 条	(用語の定義)	45
3 条	(保険金をお支払いする場合)	46
4 条	(お支払いする保険金の額)	46
5 条	(被保険者—補償の対象となる方)	46
6 条	(保険金をお支払いしない場合)	47
7 条	(事故の通知)	47
8 条	(保険金のお支払い方法と時期)	47
9 条	代位)	47

10 条	(準用規定)	48
<b>XIII</b>	<b>食中毒特約</b>	<b>48</b>
1 条	(この特約の適用条件)	48
2 条	(保険金をお支払いする場合)	48
3 条	(準用規定)	49
<b>XIV</b>	<b>1ヶ月超契約特約</b>	<b>49</b>
1 条	(この特約の適用条件)	49
2 条	(保険料の払込)	49
3 条	(保険料払込猶予期間および契約失効、復活)	50
4 条	(猶予期間中の保険金のお支払い)	51
5 条	(保険契約の更新)	51
6 条	(解約返戻金)	52
7 条	(保険料の返還)	52

## I 普通保険約款

### 1章 総則

#### 1条 (用語の定義)

この普通保険約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、それによります。

**契約者**：当社とこの保険契約を結び、契約上の様々な権利や義務を有する者で、保険契約確認証に記載されます。

**被保険者**：この保険契約により補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険契約確認証に記載されます。

**当社**：株式会社 justInCase

**保険契約確認証**：この保険契約の締結およびその内容を証する表示です。

**損害等**：この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失または傷害等をいいます。

**保険金**：損害等が生じた場合に、当社が保険金を受け取るべき者にお支払いする金銭をいいます。

**マイページ**：当社のウェブサイトにて契約者がログインすることで提示される契約情報（保険契約確認証を含む）に記載したウェブページをいいます。

**保険期間**：当社が保険責任を負う期間をいい、保険責任の開始日時に始まり、保険責任の満了日時に終わります。保険期間は保険契約確認証に記載されます。

**保険媒介者**：お客様と当社の保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。保険契約の締結の代理権はありません。

## 2章 補償条項

### 2条 (保険金をお支払いする場合)

当社は、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定に従い、保険金をお支払いします。

### 3条 (保険金をお支払いしない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金をお支払いする場合）の規定に該当したことにより発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争、その他の変乱

- ③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故

### 3章 基本条項

#### 4条 (保険証券の不発行)

1. 当社は、この保険契約において、保険証券を発行しません。
2. 当社は、この保険契約の内容を記載した保険契約確認証をマイページで提示します。

#### 5条 (保険料の増額もしくは保険金の減額または保険金の支払削減)

1. 当社は、保険期間中に当社の収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 当社は、保険期間中の保険金支払が当社の想定を超えて著しく増加し、保険金のお支払いのための財源が不足する場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
3. 当社は、前記 1. および前記 2. の適用を行う場合には、契約者に速やかに通知します。この場合、通知を行う前に発生した損害等に対する保険金については、前記 1. の保険金額の減額、前記 2. の保険金支払いの削減は行いません。

#### 6条 (保険責任の開始日時)

保険責任の開始する日時は、保険期間開始希望日時、保険契約の申込に対しての当社承諾<sup>(注)</sup>日時、保険料の受領日時の最も遅い日時とします。なお、保険料の受領日時は次の日時とします。

- ① 保険料の払込方法が第 8 条 (保険料の払込) 1. ①に定めるクレジットカードによる払込である場合は、クレジットカードのオーソリゼーション取得日時

② 保険料の払込方法が第8条（保険料の払込）1. ②から⑦に定める払込である場合は、各払込方法について、決済サービス提供者が認証および承認した日時

③ 各種払込方法を併用した場合には、前記①と前記②のいずれか遅い日時

（注）保険契約の申込みを承諾した場合、当社は保険契約確認証を発行し、これをもって承諾の通知とします。保険契約は、当社が承諾の通知を発した時に成立するものとします。

#### 7条 （保険責任の満了日時）

保険責任の満了日時は、保険契約確認証に記載の保険期間満了日時です。

#### 8条 （保険料の払込）

1. 保険料の払込方式は一括払とします。契約者は、次のいずれかの払込方法またはこれらの併用により保険料を払い込むものとします。
  - ① クレジットカード
  - ② デビットカード
  - ③ 前記①または②以外の電子決済サービスとして当社が定めるもの
  - ④ 当社が定める基準を満たした無償で付与されるポイントによる支払
  - ⑤ 携帯電話キャリア決済サービス
  - ⑥ コンビニエンスストア決済サービス
  - ⑦ その他当社が定める決済手段
2. 前記1.のうち、使用可能な払込方式と払込方法の組み合わせは、当社ウェブサイト等にて随時確認可能とします。なお、前記1. ③～⑦のうち一部の払込方法においては、必ず前記1. ①または②によるお支払いとの併用となります。このとき、前記1. ③～⑦の決済手段において残高不足等により当該払込方法によるお支払いができないときには、一部もしくは全額を前記1. ①または②によりお支払いいただきます。

3. 決済サービス提供者の状況により、当社はやむを得ず、ご選択いただいた払込方法のご利用を停止する場合がございます。この場合、当該払込方法以外の方法により保険料をお支払いいただくこととなります。
4. 保険料の領収書は発行しません。

#### 9条 (告知義務)

契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、損害等の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めたもの（以下、「告知事項」といいます）について、事実に基づき正確に告げなければなりません。なお、告知事項には以下が含まれますが、当社の判断で不要とすることがあります。

- ① 被保険者の年齢、性別、健康状態、職業
- ② 申込日時において損害等が発生していないこと
- ③ その他当社が定める情報

#### 10条 (告知義務違反による保険契約の解除)

1. 契約者または被保険者は、告知事項について、故意もしくは重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げたときは、当社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、保険金お支払いの対象となる損害等が発生した後においても、前記1.の規定によって保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、その損害等に対して、当社は保険金をお支払いしません。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができます。ただし、前記1.に規定する事実に基づかずに発生した損害等については、この限りではありません。
3. 当社は、前記1.または2.の規定によってこの保険契約を解除する場合には、契約者に解除の通知を行います。ただし、正当な事由により契約者に通知が出来ない場合には、被保険者に解除の通知を行います。

11条 (保険契約を解除しない場合)

1. 当社は、次の場合には、第10条（告知義務違反による保険契約の解除）の規定にかかわらず保険契約を解除しません。
  - ① 当社が、保険契約締結の際、保険契約の解除の原因となる事実を知っていた場合、または過失のためにこれを知らなかった場合。
  - ② 保険媒介者が、契約者または被保険者が告知事項の告知をすることを妨げた場合。
  - ③ 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、告知事項の告知をしないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合。
  - ④ 当社が、保険契約の解除の原因となる事実を知った日（事実を知った後であっても正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1ヶ月以内に解除の通知を行わなかった場合。
  - ⑤ 初年度の保険契約締結日からその日を含めて5年を超えて有効に継続した場合。
  
2. 前記1.②および③の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為が無かったとした場合でも、契約者または被保険者が、告知義務の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

12条 (契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更)

1. 契約者は、契約者もしくは被保険者が住所または居所<sup>(注)</sup>その他の登録情報を変更した場合には、遅延なく当社に通知するものとします。
2. 契約者が、前記1.の通知をしなかった場合は、当社が知った最終の住所または居所<sup>(注)</sup>宛に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

(注) 電子メールや携帯電話番号等の通信先を含みます。

13条 (保険契約が取消または無効となる場合)

1. 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫により当社が保険契約を締結した場合には、この保険契約を取消することができます。
2. 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、当社はこの保険契約を無効とします。
3. すでに被保険者を同じくする当社の他の保険契約があり、当社の保険契約のすべての保険金額<sup>(注1)</sup>を合算したときに、1被保険者当たりの上限保険金額<sup>(注2)</sup>を超える場合。この場合には、その時点で有効な、保険始期が最も早い保険契約から合算し、1被保険者当たりの上限保険金額を超えた保険契約(全ての特約部分も含む)を無効とします。  
(注1) 特約を含みます。  
(注2) 保険業法施行令第1条の6(少額短期保険業に係る保険の保険金額)各号に定める金額、及び保険業法施行規則第211条の31(保険金額の上限等に関する措置)をいいます。

14条 (保険契約が失効となる場合)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

15条 (保険契約の解約)

契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。解約日は当社が当該事項を受信した日時とします。保険契約の解約は、将来に向かって効力を生じます。

16条 (重大事由による保険契約の解除)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 保険金の請求に関し、契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が詐欺行為を行ったこと（未遂を含む）。
  - ③ 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者<sup>(注1)</sup>が、次のいずれかに該当すること。
    - (ア) 反社会的勢力<sup>(注2)</sup>に該当すると認められること。
    - (イ) 反社会的勢力<sup>(注2)</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
    - (ウ) 反社会的勢力<sup>(注2)</sup>を不当に利用していると認められること。
    - (エ) 法人である場合において、反社会的勢力<sup>(注)</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - (オ) 反社会的勢力<sup>(注2)</sup>と社会的に批判されるべき関係を有していると認められること。

(注1) 被保険者が複数である場合には、その被保険者に係る部分とします。

(注2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力をいいます。
  - ④ 前記①から③に掲げるもののほか、契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に、この保険契約を存続することを期待し得ない、前記①②③に掲げる事由と同等の事由があること。
2. 当社は、前記1.の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、前記1.の規定によってこの保険契約が解除となる原因が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害等に対して、当社は保険金をお支払いしません。既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。
3. 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が前記1.③(ア)から(オ)までのいずれかに該当することにより前記1.の規定による解除がなされた場合には、前記2.の規定は、次の損害等については適用しません。  
前記1.③(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等

4. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者への通知が正当な事由によってできない場合には、被保険者に解除の通知を行います

17条 (被保険者による保険契約の解約請求)

1. 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約<sup>(注)</sup>を解約することを求めることができます。
  - ① 被保険者が保険金を受け取るべき者であって、この保険契約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第16条(重大事由による解除)1. ①または②のいずれかに該当する行為があった場合
  - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第16条1. ③(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合
  - ④ 前記②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約<sup>(注)</sup>の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
2. 保険契約者は、前記1. ①から⑤までの事由がある場合において被保険者から1.に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解約しなければなりません。
3. 被保険者は、前記1. ①の事由のある場合は、当社に対する通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
4. 前記3.の規定によりこの保険契約<sup>(注)</sup>が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を通知するものとします。

(注)保険契約は、その被保険者に係る部分に限ります

18条 (保険料の返還)

1. 保険契約の無効、失効、取消、解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。
  - ① 無効  
(ア) 第13条(保険契約が取消または無効となる場合)2.の規定により、この保険契約が無効となる場合には、当社は保険料を返還しません。  
(イ) (ア)以外の事由により、この保険契約が無効となる場合には、当社は保険料の全額を返還します。
  - ② 失効  
当社は保険料を返還しません。
  - ③ 取消  
第13条(保険契約が取消または無効となる場合)1.の規定により、この保険契約が取り消される場合には、当社は保険料を返還しません。
  - ④ 解除または解約  
(ア) 保険責任の開始日時前である場合には、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。  
(イ) (ア)以外である場合には、既に払い込まれた保険料を返還しません。
2. 保険料の払込が第8条(保険料の払込)1.④以外の方法によって行われた場合、保険料の返還は日本国通貨をもって行います。また、保険料の一部の払込が第8条1.④以外の方法によって行われた場合には、その部分について適用します。
3. 保険料の払込が第8条1.④の方法によって行われた場合、原則として当該ポイントにより保険料の返還を行います。ただし、やむを得ない事情により当該ポイントによる返還ができない場合、日本国通貨をもって行います。また、保険料の一部の払込が第8条1.④の方法によって行われた場合には、その部分について適用します。

19条 (事故の通知)

契約者または被保険者が第2条(保険金をお支払いする場合)に規定する損害等を被った場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて5日以内に事故の発生の状況および損害等の程度を当社に通

知しなければなりません。ただし、保険契約者または保険金を受け取るべき者がやむを得ない事情により事故の発生の状況および損害等の程度を当社に通知できない場合には、この限りではありません。

#### 20条 (保険金の請求手続き)

1. 保険金を受け取るべき者は、保険金のお支払いを受けようとする場合、遅延なく当社に通知してください。
2. 保険金を受け取るべき者は保険金のお支払いを請求する場合は、別表4に定める情報のうち、当社が求める情報を通知しなければなりません。
3. 当社は、保険金のお支払いのために必要と認めたときには、保険金を受け取るべき者に、事実の確認を行うことがあります。
4. 前記3.の事実の確認に際し、保険金を受け取るべき者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答を拒んだと認められる場合、当社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金をお支払いしません。

#### 21条 (保険金のお支払い方法と時期)

1. 当社は、保険金請求があった場合には、保険金のお支払いのために必要な次の事実の確認を行います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
2. 当社は、保険金請求に必要な情報（当社からの追加質問や確認事項への返答も含む）が通知され当社が確認した日（以下、「当社が請求を受付けた日」といいます）の翌日からその日を含めて30営業日以内に、前記1.の確認を終え、保険金をお支払いします。
  3. 前記2.にかかわらず、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、当社が請求を受付けた日からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数<sup>(注1)</sup>を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
    - ① 前記1.に掲げる事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会<sup>(注2)</sup>・・・180日
    - ② 前記1.に掲げる事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会・・・90日
    - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前記1.に掲げる事項の確認のための調査・・・60日
    - ④ 前記1.に掲げる事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査・・・180日
  4. 前記1.に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注3)</sup>は、これにより確認が遅延した期間については、前記2.および3.の期間に算入しないものとします。
  5. 前記2.および3.の規定による保険金のお支払いは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
  6. 前記1.から5.までの規定による保険金のお支払いは、当社の指定した方法でお支払いします。

（注1）①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注3) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 22条 (保険金請求権)

1. 保険金の請求権は、保険金お支払いの対象となる損害等の発生日から起算して3年間請求がない場合消滅します。
2. 保険金を受け取るべき者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、その保険金を受け取るべき者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その保険金を受け取るべき者の代理人として保険金を請求することができます。
  - ① その保険金を受け取るべき者と同居もしくは生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup> または同居もしくは生計を共にする日本国の地方自治体が発行したパートナーシップ証明書またはパートナーシップ宣誓書受領証等に記載されたパートナー
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注)</sup> または②以外の3親等内の親族
3. 前記2.の規定による保険金を受け取るべき者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(注) 法律上の配偶者に限ります

## 23条 (保険契約者の変更)

1. 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
2. 前記1.の規定による移転を行う場合には、保険契約者はその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

3. 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する権利および義務が移転するものとします。

24条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

25条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地または契約者もしくは被保険者<sup>(注)</sup>の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします)をもって、合意による管轄裁判所とします。

(注) 被保険者が2人以上いるときはその代表者とします。

26条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

27条 (契約者配当金)

この保険に契約者配当金はありません。

28条 (クーリングオフ)

この保険契約は保険期間が1年以下であるため、クーリングオフの対象としません。

## II 傷害入院一時金特約

### 1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

### 2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**入院**：自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、医療機関以外での自宅療養やホテル療養等は含みません。

**治療**：医師<sup>(注)</sup>が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。

**傷害入院一時保険金額**：保険契約確認証に記載の傷害入院一時保険金額のことをいいます。

### 3条 (保険金をお支払いする場合)

1. 当社は、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として入院し、入院が1泊2日以上継続した場合に、保険金をお支払いします。
2. 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金をお支払いします。
3. 入院はその初日が事故の発生日からその日を含めて180日以内のものに限ります。

4. 前記 2. の規定にかかわらず、保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合は、傷害の原因となった事故が保険期間中に発生したものとみなします。

#### 4条 (お支払いする保険金の額)

1. 第 3 条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合、当社は傷害入院一時保険金額の全額をお支払いします。
2. 保険期間を通じて、傷害入院一時保険金のお支払いは 1 回のみとします。
3. 1 回の入院につき、傷害入院一時保険金の支払いは 1 回限りとします。

#### 5条 (保険金をお支払いしない場合)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金をお支払いしません。
  - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで、または法令に定める酒気帯びの状態で、自動または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
  - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑥ 被保険者の正常分娩、正常妊娠
2. 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金をお支払いしません。
  - ① 被保険者が別表 1 に掲げる運動等を行っている間
  - ② 被保険者の職業が別表 2 に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間<sup>(注)</sup>

(注) 従事している間には訓練、練習等を含みます。

6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

### III 傷害損傷一時金特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**治療：**医師<sup>(注)</sup>が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。

**傷害損傷一時保険金額：**保険契約確認証に記載の傷害損傷一時保険金額のことをいいます。

3条 (保険金をお支払いする場合)

1. 当社は、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、骨折<sup>(注1)</sup>、関節脱臼<sup>(注2)</sup>、腱の断裂<sup>(注3)</sup>、靭帯の断裂<sup>(注4)</sup>に対して治療を受けた場合に、保険金をお支払いします。
2. 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金をお支払いします。
3. 治療はその初日が事故の発生日からその日を含めて180日以内のものに限ります。

4. 前記 2. の規定にかかわらず、保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合は、傷害の原因となった事故が保険期間中に発生したものとみなします。

(注 1) 骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

(注 2) 関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

(注 3) 腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネ等による固定または腱形成術（腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。

(注 4) 靭帯が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネ等による固定または靭帯断裂縫合術もしくは靭帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。

#### 4条 (お支払いする保険金の額)

1. 第 3 条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合、当社は傷害損傷一時保険金額の全額をお支払いします。
2. 保険期間を通じて、傷害損傷一時保険金のお支払いは 1 回のみとします。
3. 傷害の原因となった事故の発生が同一の場合の骨折<sup>(注 1)</sup>、関節脱臼<sup>(注 2)</sup>、腱の断裂<sup>(注 3)</sup>、靭帯の断裂<sup>(注 4)</sup>につき、傷害損傷一時保険金の支払いは 1 回限りとします。

(注 1) 骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

(注 2) 関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

(注 3) 腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネ等による固定または腱形成術（腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。

(注 4) 靭帯が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネ等による固定または靭帯断裂縫合術もしくは靭帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。

5条 (保険金をお支払いしない場合)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金をお支払いしません。
  - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで、または法令に定める酒気帯びの状態、自動または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
  - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
2. 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金をお支払いしません。
  - ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
  - ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

#### IV 傷害通院特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**通院**：病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

**治療**：医師<sup>(注)</sup>が必要であると認め、医師<sup>(注)</sup>が行う治療をいいます。

(注) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。

**通院保険金日額**：保険契約確認証に記載の通院保険金日額をいいます。

### 3条 (保険金をお支払いする場合)

1. 当社は、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合に、保険金をお支払いします。
2. 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金をお支払いします。
3. 通院は事故の発生日からその日を含めて180日以内のものに限ります。
4. 前記2.の規定にかかわらず、保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合は、傷害の原因となった事故が保険期間中に発生したものとみなします。

### 4条 (お支払いする保険金の額)

1. 第3条(保険金をお支払いする場合)に該当した場合、通院1日あたり通院保険金日額をお支払いします。
2. 保険期間を通じて、30日以内の通院に対してのみ通院保険金をお支払いします。

### 5条 (保険金をお支払いしない場合)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金をお支払いしません。
  - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意
  - ② 被保険者の犯罪行為

- ③ 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで、または法令に定める酒気帯びの状態、自動または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
  - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑥ 被保険者の原因のいかんを問わず頸椎症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）または、腰痛、背痛で他覚症状のないもの
2. 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
  - ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間<sup>(注)</sup>
- (注) 従事している間には訓練、練習等を含みます。

#### 6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

## V 個人賠償責任特約

#### 1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

## 2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**身体の障害**：生命または身体を害することをいいます。

**財物の破損**：財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。

**個人賠償責任保険金額**：保険契約確認証に記載の個人賠償責任保険金額をいいます。

## 3条 (保険金をお支払いする場合)

1. 当社は、被保険者が、保険期間中に日本国内において被保険者の日常生活（スポーツ等の趣味を含みます）に起因する偶然的な事故により、他人の身体の障害、または、他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を被保険者にお支払いします。
2. 当社は、前記 1. に規定する事故の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金をお支払いします。
3. 前記 1. の被保険者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者<sup>(注1)</sup>を被保険者とします。ただし、当社が保険金を支払うのは、その責任無能力者が前記 1. に規定する事故により他人に加えた身体の障害または財物の破損について、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

(注 1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者責任無能力者の親族<sup>(注 2)</sup>に限ります。

(注 2) 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

4条 (お支払いする保険金の額)

1. 第3条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合、当社は次の各号に規定する額を被保険者にお支払いします。
  - ① 被保険者が、被害者に支払わなければならない損害賠償金（弁済によって代位取得するものがある場合は、その価格を控除した金額）
  - ② 被保険者が、当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用または応急手当、護送その他緊急措置に要した費用等
2. 保険期間を通じて、個人賠償責任保険金額を限度として保険金をお支払いします。

5条 (他の保険契約がある場合のお支払いする保険金の額)

第3条（保険金をお支払いする場合）に定める損害に対して保険金をお支払いするべき他の保険契約がある場合に、他の保険契約が無いものとしてそれぞれの会社により計算された支払責任額の合計が損害の額を超えるときは、当社は次の通り保険金をお支払いします。

- ① 他の保険契約から保険金が支払われていない場合  
当社の支払責任額の全額
- ② 他の保険契約から保険金が支払われている場合  
当社の支払責任額から他の保険会社から支払われた保険金の合計額を差引いた残額

6条 (保険金をお支払いしない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意によるもの
- ② 保険契約者または被保険者の指図による暴行または殴打によるもの
- ③ 被保険者の主たる職務遂行に直接起因するもの

- ④ 被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因するもの
- ⑤ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害によるもの。ただし、被保険者が、家事使用人として使用する者については除きます
- ⑥ 被保険者と同居する親族に対するもの
- ⑦ 被保険者と第三者の間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により加重されたもの
- ⑧ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担するもの
- ⑨ 被保険者の心神喪失に起因するもの
- ⑩ 航空機、船舶・車両（原動機がもっぱら人力であるものを除きます。）銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理

#### 7条 （事故の通知）

普通保険約款第 19 条（事故の通知）の規定にかかわらず、契約者または被保険者は、第 3 条（保険金をお支払いする場合）1. に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生したことを知った場合は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 5 日以内に事故の発生の状況および他人の身体の障害や財物の破損の程度を当社に通知しなければなりません。

#### 8条 （事故が発生した時の手続き）

1. 契約者または被保険者は、第 3 条（保険金をお支払いする場合）1. に規定する事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生したことを知ったときは、次の各号に規定する事項を行ってください。

- ① 事故の発生の日時、場所、被害者氏名、連絡先、事故の状況およびこれらの事故の証人となる人がいる場合には、その氏名、連絡先を遅滞なく、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を遅滞なく当社に通知してください。この場合、当社が通知を求めたときは、速やかにこれに応じてください。
  - ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとってください。
  - ③ 損害を防止しまたは軽減するために必要な措置を講じてください。
  - ④ 被保険者が、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得てください。ただし、応急手当、護送、その他緊急措置についてはこの限りではありません。
  - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起するとき、または訴訟を提起されたときは、直ちに当社に通知してください。
2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号の義務に違反したときは、当社は、次の規定による取扱いをします。
- ① 前記 1. ①および⑤の義務に違反した場合には、当社はそれによって当社が被った損害の額を差引いて個人賠償責任保険金をお支払いします。
  - ② 前記 1. ②の義務に違反した場合には、当社は他人から損害の賠償を受けることによって取得することができたと認められる額を差引いて個人賠償責任保険金をお支払いします。
  - ③ 前記 1. ③の義務に違反した場合には、当社は防止または軽減することができたと認められる額を差引いて個人賠償責任保険金をお支払いします。
  - ④ 前記 1. ④の義務に違反した場合には、当社は損害賠償責任がないと認めた額を差引いて個人賠償責任保険金をお支払いします。

#### 9条 (保険金の請求手続き)

1. この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生し、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定

した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとしてします。

2. 保険金の請求に必要な情報は別表4に定める情報のうち当社の定めるものであり、被保険者は保険金のお支払いを請求する場合は、これらの情報を当社に通知もしくは提出しなければなりません。
3. 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、前記2.に掲げるもの以外の証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
4. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前記3.の規定に違反した場合、または、前記2.もしくは3.において事実と異なる記載をし、もしくはその証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

#### 10条 (当社による解決)

1. 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
2. 前記1.の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
3. 被保険者が、正当な理由なく前記2.の規定による強力に応じない場合は、前記1.の規定は適用しません。

#### 11条 (先取特権)

1. 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権<sup>(注1)</sup>について先取特権を有します。
2. 当社は次のいずれかに該当する場合に限り、保険金をお支払いします。
  - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者にお支払いする場合<sup>(注2)</sup>
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者にお支払いする場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が前記 1. の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者にお支払いする場合
  - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者にお支払いする場合<sup>(注3)</sup>
3. 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または前記 2. ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、前記 2. ①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払いを請求することができる場合を除きます。
  4. 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前記 1. の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力してください。その協力のために必要な費用は、当社の負担とします。
    - (注 1) 第 4 条（お支払いする保険金の額）1. ②に対する保険金請求権を除きます。
    - (注 2) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
    - (注 3) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

## 12条 (代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 前記 1. ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前記 1. の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
  - (注) 損害賠償請求権その他の債権共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

## VI 搜索救助費用特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**救援者**：被保険者の搜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族をいい、これらの者の代理人を含みます。

**現地**：事故発生地または被保険者の収容地をいいます。

**搜索**：遭難した被保険者を搜索、救助または移送することをいいます。

**搜索救助費用保険金額**：保険契約確認証に記載の搜索救助費用保険金額をいいます。

3条 (保険金をお支払いする場合)

1. 当社は、被保険者が日本国内で遭難し、被保険者あるいは他の者が遭難場所を管轄する警察署等の公的機関等へ連絡を行い、その機関により遭難と認定され、搜索・救助活動が行われた場合に、被保険者が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金をお支払いします。
2. 当社は、遭難の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金をお支払いします。

3. 前記 2. の規定にかかわらず、保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合は、捜索を要する事故が保険期間中に発生したものとみなします。

#### 4条 (お支払いする保険金の額)

1. 第 3 条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合、捜索救助費用保険金額を上限に、被保険者または救援者が負担した以下の費用をお支払いします。
  - ① 捜索救助費用  
遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事したのからの請求に基づいて支払った費用をいいます。
  - ② 現地への 1 往復分の交通費  
救援者の現地までの自動車、電車、船舶、航空機等の 1 往復分の運賃をいい、救援者 2 名分を限度とします。ただし、第 3 条（保険金をお支払いする場合）3. の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
  - ③ 宿泊料  
現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者 2 名分を限度とし、かつ、1 名につき 14 日分を限度とします。ただし、第 3 条（保険金をお支払いする場合）3. の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
  - ④ 現地からの移送費用  
死亡した被保険者を現地からその被保険者の住所または被保険者の親族の住所のうちいずれかの住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費をいいます。ただし、救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。
  - ⑤ 諸費用

救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、合計で3万円を限度とします。

2. 当社は、前記1.の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金をお支払いします。ただし、被保険者が第三者から損害の賠償として支払いを受けることができた場合には、その支払いを受けた金額に対しては、保険金をお支払いしません。
3. 保険期間を通じて、捜索救助費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。

#### 5条 (他の保険契約がある場合のお支払いする保険金の額)

第3条(保険金をお支払いする場合)に定める損害に対して保険金をお支払いするべき他の保険契約がある場合に、他の保険契約が無いものとしてそれぞれの会社により計算された支払責任額の合計が損害の額を超えるときは、当社は次の通り保険金をお支払いします。

- ① 他の保険契約から保険金が支払われていない場合  
当社の支払責任額の全額
- ② 他の保険契約から保険金が支払われている場合  
当社の支払責任額から他の保険会社から支払われた保険金の合計額を差引いた残額

#### 6条 (保険金をお支払いしない場合)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。
  - ① 被保険者の故意・自殺行為に基づく遭難事故
  - ② 保険金を詐取する目的に基づく遭難事故
2. 当社は、被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。

#### 7条 (事故の通知)

普通保険約款第19条(事故の通知)の規定にかかわらず、契約者、被保険者、または保険金を受け取るべき者は、第3条(保険金をお支払いする場合)1.に規定する遭難事故が発生したことを知った場合は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて5日以内に事故の発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がやむを得ない事情により事故の発生の状況および損害等の程度を当社に通知できない場合には、この限りではありません。

#### 8条 (代位)

1. 費用<sup>(注1)</sup>が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注2)</sup>を取得した場合において、当社がその費用<sup>(注1)</sup>に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当社が費用<sup>(注1)</sup>の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用<sup>(注1)</sup>の額を差し引いた額
2. 前記1.②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前記1.の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注1) 第3条(費用の範囲)の費用をいいます。  
(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

## VII 家事代行費用特約

### 1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

### 2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**家事代行費用**：被保険者が日常的に行なっている家庭における炊事、掃除、洗濯、育児等を代行する家事代行サービス業者等を利用するための費用をいいます。費用には、家事代行サービス業者等の交通費を含みます。

**家事代行サービス業者等**：家事代行サービス業者、ベビーシッター、ホームヘルパーおよび家政婦をいいます。

**家事代行費用保険金額**：保険契約確認証に記載の家事代行費用保険金額をいいます。

### 3条 (保険金をお支払いする場合)

1. 当社は、傷害入院一時保険金をお支払いすべき事故に起因し、被保険者が従事すべき家事に従事出来なくなったことにより、家事代行費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。
2. 保険金のお支払いの対象となる家事代行費用は、事故の発生日からその日を含めて180日以内のものに限ります。

### 4条 (お支払いする保険金の額)

1. 第3条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合、当社は家事代行費用保険金額の全額をお支払いします。
2. 保険期間を通じて、家事代行費用保険金のお支払いは1回のみとします。

5条 (保険金をお支払いしない場合)

当社は、傷害入院一時保険金の支払事由とならない場合には、保険金はお支払いしません。

6条 (代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 前記1.②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前記1.の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。  
(注)損害賠償請求権その他の債権共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

## VIII 交通費補償特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**交通費補償保険金額**：保険契約確認証に記載の交通費補償保険金額をいいます。

3条 (保険金をお支払いする場合)

1. 当社は、傷害入院一時保険金をお支払いすべき事故に起因し、被保険者が通院・通勤・通学に支障があるためにタクシー等の交通費を負担した場合に、保険金をお支払いします。
2. 保険金のお支払いの対象となる交通費は、事故の発生日からその日を含めて180日以内のものに限ります。

4条 (お支払いする保険金の額)

1. 第3条(保険金をお支払いする場合)に該当した場合、当社は交通費補償保険金額の全額をお支払いします。
2. 保険期間を通じて、交通費補償保険金のお支払いは1回のみとします。

5条 (保険金をお支払いしない場合)

当社は、傷害入院一時金の支払事由とならない場合には、保険金をお支払いしません。

## 6条 (代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 前記1.②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前記1.の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注)損害賠償請求権その他の債権共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

## IX 熱中症特約

### 1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

### 2条 (保険金をお支払いする場合)

当社は、この特約により、傷害には、被保険者が日射または熱射により被った身体の障害も含まれるものとして、傷害入院一時金特約、通院保険金特約、家事代行費用特約および交通費補償特約の規定によりお支払いする保険金をお支払いします。

## X 運動等危険補償特約

### 1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

### 2条 (保険金をお支払いする場合)

当社は、この特約により、被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間に日本国内において生じた事故によって被った傷害に対しても、保険契約者があらかじめ補償の対象とする行為に対応する当社所定の保険料を支払っている場合に限り、保険金をお支払いします。

## XI モノ保険特約

### 1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

### 2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

身の回りの品リスト：この特約で保険の対象として指定可能な身の回りの品の一覧であり、当社ウェブサイト等において閲覧可能です。本リストは、当社の定めるところにより、随時更新されます。

モノ保険支払上限額：補償対象損害が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となり、保険契約確認証に記載されます。

モノ保険修理不能保険金額：この特約の保険の対象が修理不能となった場合の保険金の額です。モノ保険支払上限額の50%とします。モノ保険自己負担金額：この特約の保険金のお支払いにあたって差し引かれる金額であって、保険契約確認証に記載されます。

### 3条 (保険の対象)

被保険者が使用する身の回りの品で、身の回りの品リストの中からこの特約の締結時に指定したものとします。

### 4条 (保険金をお支払いする場合)

この特約の保険期間中に、この特約の保険の対象に生じた補償対象損害によって、被保険者が修理費用を負担した場合、または修理不能となった場合に、保険金をお支払いします。

### 5条 (お支払いする保険金の額)

1. 第4条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合に、当社がお支払いする保険金の額は、次の金額からモノ保険自己負担金額を差し引いた額とします。ただし、保険期間中に生じた補償対象損害に対してお支払いする保険金の総額はモノ保険支払上限額を限度とします。

①保険の対象を修理または有償交換した場合には、負担した修理費用

②保険の対象が修理不能である場合には、モノ保険修理不能保険金額

2. 前記 1. の額のうち第三者からの回収金がある場合において、回収金の額が自己負担金額を超えるときは、当社は前記 1. の額からその超過額を差し引いて保険金をお支払いします。

#### 6条 (告知義務)

契約者は、保険契約の締結の際に、補償対象損害の発生に関する重要な事項のうち、専用アプリ等における所定フォームの入力事項として当社が告知を求めたもの（以下、「告知事項」といいます）を、事実に基づき正確に入力し、当社に送信することを要します。なお、告知事項には以下が含まれますが、当社の判断で不要とすることがあります。

- ① 保険の対象の製造メーカーおよび型番
- ② 保険申込時点において、保険の対象に、補償対象損害が発生していないこと
- ③ 保険の対象を、普通保険約款の保険の対象の端末に内蔵されたカメラで撮影した写真または動画
- ④ 保険の対象となる端末を鏡に映し、端末に内蔵されたカメラで撮影した写真または動画

#### 7条 (代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 前記 1. ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前記 1. の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注)損害賠償請求権その他の債権共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

### XII ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

#### 1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

#### 2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**アルバトロス**：各ホールの基準打数（パー）よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、基準打数（パー）が4打の場合のホールインワンを含みません。

**ゴルフ競技**：ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し<sup>(注1)</sup>、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。

**ゴルフ場**：日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、施設の利用が有料<sup>(注2)</sup>のものをいいます。

ホールインワン：各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。

ホールインワン・アルバトロス費用保険金額：保険契約確認証に記載のホールインワン・アルバトロス費用保険金額をいいます。

（注1）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴を必要としません。

（注2）名目を問いません。

### 3条 （保険金をお支払いする場合）

1. 当社は、被保険者が日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として被保険者が祝賀会などの費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。
2. 当社は、ホールインワンまたはアルバトロスの発生が保険期間中であった場合に限り、保険金をお支払いします。

### 4条 （お支払いする保険金の額）

1. 第3条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合、ホールインワン・アルバトロス保険金額の全額をお支払いします。
2. 保険期間を通じて、ホールインワン・アルバトロス保険金のお支払いは1回のみとします。

### 5条 （被保険者—補償の対象となる方）

この特約の被保険者は、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者<sup>（注）</sup>とします。

（注）ゴルフの競技または指導を職業としている者以外の者をいいます。

6条 (保険金をお支払いしない場合)

当社は、次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスの達成による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人<sup>(注)</sup>である場合、その被保険者が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

(注) 臨時雇いを含みます。

7条 (事故の通知)

普通保険約款第18条(事故の通知)の規定にかかわらず、被保険者が第3条(保険金をお支払いする場合)に規定する損害の原因となるホールインワン・アルバトロスを達成した場合は、契約者または被保険者は、ホールインワン・アルバトロスの発生の日からその日を含めて5日以内にホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時および場所を含めて発生の状況を当社に通知しなければなりません。

8条 (保険金のお支払い方法と時期)

普通保険約款第21条(保険金のお支払い方法と時期)の規定中、「事故」とあるのは「ホールインワン・アルバトロスの達成」と読み替えます。

9条 代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 前記 1. ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
  3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前記 1. の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。  
(注)損害賠償請求権その他の債権共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

### XIII 食中毒特約

#### 1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

#### 2条 (保険金をお支払いする場合)

当社は、この特約により、傷害には、被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害も含まれるものとして、傷害入院一時金特約、通院保険金特約、家事代行費用特約および交通費補償特約の規定によりお支払いする保険金をお支払いします。

3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

#### XIV 1 ヶ月超契約特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。ただし、熱中症特約にはこの特約は適用されません。

2条 (保険料の払込)

1. 普通保険約款第8条(保険料の払込)の規定にかかわらず、保険料の払込方式は、月払または一括払とします。契約者は、保険料(更新契約の保険料を含みます)について、次のいずれかの払込方法もしくはこれらの併用により、払込期日までに払い込むものとします。
  - ① クレジットカード
  - ② デビットカード
  - ③ 前記①または②以外の電子決済サービスとして当社が定めるもの
  - ④ 当社が定める基準を満たした無償で付与されるポイントによる支払
  - ⑤ 携帯電話キャリア決済サービス
  - ⑥ コンビニエンスストア決済サービス
  - ⑦ その他当社が定める決済手段
2. 前記1.のうち、使用可能な払込方式と払込方法の組み合わせは、当社ウェブサイト等にて随時確認可能とします。なお、前記1.③～⑦のうち一部の払込方法においては、必ず前記1.①または②によるお支払いとの併用となります。このとき、残高

不足等により当該払込方法によるお支払いができないときには、一部もしくは全額を前記1.①または②によりお支払いいただきます。

3. 決済サービス提供者の状況により、当社はやむを得ず、ご選択いただいた払込方法のご利用を停止する場合がございます。この場合、当該払込方法以外の方法により保険料をお支払いいただくこととなります。
4. 前記1.の第2回目以降の保険料の払込期日は払込方式に応じて次のとおりとします。
  - ① 月払  
補償を受ける月の末日
  - ② 一括払  
保険期間の初日の属する月の末日
5. 書面での保険料の領収書は発行しません。

### 3条 (保険料払込猶予期間および契約失効、復活)

1. 第2回目以降の保険料の払込については、払込期日の翌月初日から末日までの保険料払込猶予期間（以下、「猶予期間」といいます）があります。
2. 猶予期間末日までに払い込まれるべき保険料の払込がない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。
3. 保険契約が失効した場合の取扱いは以下のとおりです。
  - ① 保険契約が失効した日の属する月に契約者に失効を通知します。
  - ② 失効日以降に保険金お支払いの対象となる損害等が生じても保険金をお支払いしません。
4. この保険契約は、契約の復活を取扱いません。すなわち、保険契約が失効した場合には再度契約申込を行う必要があります。

4条 (猶予期間中の保険金のお支払い)

1. 猶予期間満了日まで保険料の払込を怠った場合は、その保険料の払込期日翌日以降に生じた損害等に対し、当社は保険金をお支払いしません。
2. 猶予期間中に発生した損害等に関しては、ただちに保険料を支払わなければ当社は保険金をお支払いしません。

5条 (保険契約の更新)

1. この特約が付帯している場合、普通保険約款および付帯するすべての特約（熱中症特約を除く）が更新できます。
2. 当社は、保険期間満了日の5日前までに、契約者に保険契約の更新案内（以下、「更新案内」といいます）を送信します。
3. 契約者は、更新案内に記載の更新後の保険契約の内容に変更すべき事項がある場合には、保険期間満了日の前日までに当社に変更事項を通知する必要があります。
4. 契約者から、保険期間満了日の前日までに特段の意思表示がない場合には、更新前の保険契約と同じ内容で更新されます（ただし後記5.①の調整がなされる場合はこの限りではありません）。保険期間満了日の前日までに契約の更新をしないことの意味表示があった場合には、保険契約は更新されません。
5. 当社は、保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しを次のように取扱います。
  - ① 保険料等を見直す場合  
当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、更新時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
  - ② 更新を引受けない場合  
(ア)当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、保険期間満了日の1ヶ月前までに、契約者に予め通知した上で、保険契約を更新しない場合があります。  
(イ)更新前契約（当社の他の保険も含みます。）の保険金請求履歴が著しく悪い場合には、当社の定めるところにより、保険契約を更新しない場合があります。

(ウ)同一の契約者または被保険者の保険契約（すでに終了している当社の他の保険契約も含まれます。）の無効・取消・解除・失効・解約がある場合、当社の定めるところにより、保険契約を更新しない場合があります。

#### 6条 (解約返戻金)

1. 普通保険約款第 18 条（保険料の返還）④の規定にかかわらず、保険契約を解約する場合の保険料の返還については次のとおりです。ただし、保険責任の開始日時より前に解約された場合には、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
  - ① 保険料の払込方式が月払の場合、解約返戻金はありません。ただし、翌月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返還します。
  - ② 保険料の払込方式が一括払の場合、既に払い込まれた保険料のうち、別表 3 に掲げる返戻率を解約日の属する月の月末を基準日として計算した額<sup>(注)</sup>を返還します。

(注) 1 円未満の端数を切り捨てて計算します。
2. 解約返戻金は、この特約の第 7 条（保険料の返還）2. の方法に従ってお支払いします。

#### 7条 (保険料の返還)

1. 普通保険約款第 18 条（保険料の返還）の規定にかかわらず、保険契約の無効、失効、取消または解除の場合には、保険料の返還について、次の通りとします。
  - ① 無効
    - (ア) 普通保険約款第 13 条（保険契約が取消または無効となる場合）2. の規定により、この保険契約が無効となる場合には、当社は保険料を返還しません。
    - (イ) (ア) 以外の事由により、この保険契約が無効となる場合には、当社は保険料の全額を返還します。
  - ② 失効

この保険契約が失効となる場合であり、保険料の払込方式が一括払であるときは、この特約の第6条(解約返戻金)で定める額を契約者に返還します。

③ 取消

普通保険約款第13条(保険契約が取消または無効となる場合)1.の規定により、この保険契約が取り消される場合には、当社は保険料を返還しません。

④ 解除

この保険契約が解除となる場合であり、保険料の払込方式が一括払であるときは、この特約の第6条(解約返戻金)で定める額を契約者に返還します。

2. 保険料の返還は日本国通貨をもって行います。ただし、保険責任の開始日時より前に無効、失効、取消、解除または解約となる場合には、やむを得ない事情を除き、各決済サービス提供者を通して保険料が払い込まれた方法に従って返還を行います。

### **別表1 危険な運動等**

山岳登山<sup>(注1)</sup>、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機<sup>(注2)</sup>操縦<sup>(注3)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(注4)</sup>搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

### **別表2 危険な職業**

オートテスター<sup>(注1)</sup>、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者<sup>(注2)</sup>、プロボクサー、プロレスラー、プロ総合格闘家、ローラーゲーム選手<sup>(注3)</sup>、力士、スタントマン、サーカス団員、登山家、騎手、潜水士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) テストライダーをいいます。

(注2) 動物園の飼育係を含みます。

(注3) レフリーを含みます。

**別表3 返戻率**

残存期間 <sup>(注)</sup>	保険期間			
	12ヶ月	9ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
11ヶ月	75%			
10ヶ月	65%			
9ヶ月	55%			
8ヶ月	45%	70%		
7ヶ月	35%	55%		
6ヶ月	30%	45%		
5ヶ月	25%	35%	65%	
4ヶ月	20%	25%	45%	
3ヶ月	15%	20%	33%	
2ヶ月	10%	10%	20%	45%
1ヶ月	5%	5%	10%	20%
0ヶ月	0%	0%	0%	0%

(注) 残存期間とは、基準とする日から保険期間満了日までの期間をいいます。ただし、1ヶ月に満たない残存期間の端数はこれを切り下げます。

**別表4 保険金請求に必要な情報**

保険金の種類	請求に必要な情報
傷害入院一時保険金 傷害損傷一時保険金 傷害通院保険金 家事代行費用保険金 交通費補償保険金	① 損害等報告書兼保険金請求書 ② 公の機関等の事故証明書 ③ 保険金を受け取るべき者またはその代理人の身分証明書 ④ 医師による診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示すもの ⑤ その他当社が定める情報（写真、動画、音声を含む）
個人賠償責任保険金	① 損害等報告書兼保険金請求書 ② 公の機関等の事故証明書 ③ 保険金を受け取るべき者またはその代理人の身分証明書 ④ 示談書その他これに代わるべきもの ⑤ 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認できるもの ⑥ 損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示すもの ⑦ その他当社が定める情報（写真、動画、音声を含む）
捜索救助費用保険金	① 損害等報告書兼保険金請求書 ② 公の機関等の事故証明書 ③ 保険金を受け取るべき者またはその代理人の身分証明書 ④ 損害額を確認できる請求書もしくは領収書

	⑤ その他当社が定める情報（写真、動画、音声を含む）
モノ保険金	① 損害報告書兼保険金請求書 ② 保険金を受け取るべき者またはその代理人の身分証明書 ③ 補償対象損害により保険の対象が修理不能となった場合は、それが示された証拠 ④ 前記③以外の場合は、補償対象損害の状態及び修理費用が確認できる修理レポート ⑤ 補償対象損害の原因となった事故または故障の発生日時と、その状況の説明 ⑥ その他当社が定める情報（写真、動画、音声を含む）
ホールインワン・アルバトロス費用保険金	① 損害等報告書兼保険金請求書 ② 保険金を受け取るべき者またはその代理人の身分証明書 ③ スコアカード ④ ホールインワンまたはアルバトロスを達成した方と同組および前後の組でプレーしていた参加者全員が署名または記名捺印した当社所定の確認書 ⑤ その他当社が定める情報（写真、動画、音声を含む）